

Transaction M&A News

買収時にストックオプションを整理する場合の課税関係について

Issue 55, May 2013



.....
インセンティブ目的で取締役等に付与された新株予約権(ストックオプション)については、その付与目的から譲渡制限が付されていることが一般的であって、基本的には当該ストックオプション自体の譲渡は想定されていないことが多いものと考えられます。しかしながら、企業買収において被買収企業がストックオプションを付与している場合、特に買収企業が100%子会社化を想定しているような局面においては、当該ストックオプションを整理することが検討されます。本ニュースレターでは、企業買収時に被買収企業が発行しているストックオプションを整理するスキームの例示と当該スキーム実行時のストックオプション付与対象者(個人)の課税関係についてご紹介いたします。
.....

1. スtockオプション付与時の個人への課税関係

インセンティブ目的で取締役及び従業員(個人)に付与されるストックオプションは、無償もしくは著しく有利な価格で発行されるケースが一般に多く見受けられます。

このような無償等で発行されたストックオプションを取得した個人は、時価と取得価額との差額としての経済的利益について、本来的には取得(付与)時において、所得金額の計算上、収入金額に算入することになります(所得税法36条2項)。

ただし、所得税法施行令84条では、譲渡制限その他特別の条件が付されているストックオプション(譲渡制限のあるストックオプション)については、付与時点において課税せずに、以下のイ)の額からロ)の額を控除した金額を、権利行使時点において課税することと定めています(さらに、税制適格ストックオプションに該当する場合には、権利行使時の課税も繰延べられ、株式売却時に課税されます)。

- イ) 当該権利行使により取得した株式の行使日における価額(時価)
- ロ) 当該ストックオプションの行使に係るストックオプションの取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

これは、譲渡制限のあるストックオプションは、付与時点においては換金性がなく、担税力のある経済的利益を得たとはいえないことなどから、権利行使時点で課税することとしているものと考えられます。

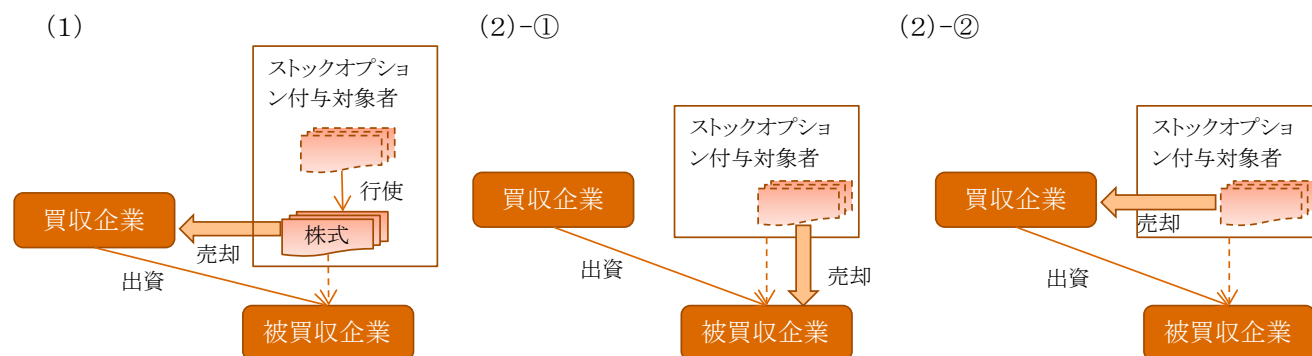
なお、インセンティブ目的で取締役等に付与されるストックオプションは、その付与目的から譲渡制限が付されていることが一般的であり、このため、付与時に個人への課税は生じていないケースが多いと考えられます。

2. 被買収企業がストックオプションを発行している場合の取引

企業買収において、特に買収企業が被買収企業を100%子会社化することを想定しているような場合、被買収企業が発行していたストックオプションが買収後に行使されてしまうと、100%子会社化が実現できなくなってしまう。そこで、このような場合には、被買収企業が発行していたストックオプションを買収前に整理する取引が行われることがあります。

<取引例>

- (1) スtockオプションを付与対象者が行使し、発行を受けた被買収企業の株式を、買収企業に譲渡する。
- (2)-① スtockオプションを付与対象者が被買収会社(発行会社)に譲渡する。
- (2)-② スtockオプションを付与対象者が買収企業に譲渡する。



3. 各取引を実行した際のストックオプション付与対象者(個人)の課税関係

インセンティブ目的で取締役等に付与された譲渡制限のあるストックオプションについて、上記の取引が行われた場合における、付与者(役員及び従業員)への課税に関して見ていきます。

取引例(1): スtockオプションを付与対象者が行使し、発行を受けた被買収企業の株式を、買収企業に譲渡する場合

「1.」の課税関係に記載のとおり、税制適格ストックオプションに該当しないストックオプションについては、所得税法施行令84条の適用を受け、権利行使時に課税が生じます。このとき、同ストックオプション付与者が発行会社の役員や従業員等の場合には、当該所得は給与所得として取り扱われます(所得税基本通達23-35共6(2))。その後、権利行使によって取得した株式を買収企業に売却した場合、売却価額と取得価額(行使時の時価)との差額については、譲渡所得として取り扱われます(ただし、行使直後に売却される場合、売却価額は取得価額と同額で、譲渡所得は生じないことも想定されます)。なお、税制適格ストックオプションに該当する場合には、権利行使時の課税は繰り延べられ、株式売却時に売却価額と株式取得価額との差額が譲渡所得として課税されます。

取引例(2): スtockオプションを付与対象者が譲渡する場合

所得税法施行令84条の適用により、付与時の課税が繰り延べられたストックオプションについて、譲渡制限が解除されて譲渡された場合における所得税の取扱いに係る規定は、整備されていません。

この点、租税特別措置法37条の10第2項においては、譲渡所得の対象となる「株式等」の譲渡について、「新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む」ものとされています。このため、同規定によれば、ストックオプション自体の譲渡に係る所得は譲渡所得に該当するとも考えられます。

しかしながら、そもそも譲渡制限が付されたストックオプションについて、付与時の課税を繰り延べることとしている所得税法施行令84条の趣旨は、付与時において経済的利益が生じているものの、譲渡制限により換金性が乏しいことから、実際に経済的利益が実現した時点で課税することとしたものと考えられています。そして、同条の譲渡制限が解除された以上は、所得税法36条2項に立ち返り、権利行使時における経済的利益の額(上記1.「イ」と「ロ」の差額)について、給与所得としての課税が生じるものとも考えられます。なお、この考え方に立てば、付与された時点では、税制適格ストックオプションに該当する場合でも、譲渡制限の解除によって、税制適格の適用要件のひとつである「譲渡

をしてはならないこと」(租税特別措置法 29 条の 2)に該当しないこととなるため、給与所得としての課税が生じるものと考えられます。

また、給与所得としての課税が生じるとする場合においても、その課税時期が、譲渡制限の解除された時点か、実際にストックオプション自体が譲渡された時点かについて、異なる考え方があります。

以上のように、インセンティブ目的で付与したストックオプションを譲渡する場合の課税関係については、さまざまな論点があります。このため、課税関係の検討にあたっては、当該取引が行われた個別事情等を踏まえた上で、課税当局への事前照会も含め、慎重に対応することが求められます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

トランザクション/ M&A部

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表) <http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	小野寺美恵	03-5251-2791	mie.onodera@jp.pwc.com
	山岸哲也	03-5251-2460	tetsuya.t.yamagishi@jp.pwc.com
マネージャー	望月文太	080-3592-6071	bunta.b.mochizuki@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 470 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、世界 158 カ国におよぶグローバルネットワークに 180,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2013 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。